

00366

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二七〇号

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十四年十月一日から昭和二十五年三月三十一日までの期間における鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十五年五月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

本書ノ大きサハ國定規格A五判

昭和二十五年五月三十一日
外水曜日

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)
火金 時ハ翌日

昭和二十五年五月三十一日 (昭和四年四月十五日)
外 (第三種郵便物認可)

目次

- 一、まえがき
- 二、昭和二十四年度縣財政について
- 三、昭和二十四年度豫算の收入及び支出の状況について
- 四、縣民の負擔の状況について
- 五、昭和二十五年縣財政について
- 六、縣債、一時借入金及び財産の状況について
- 七、宝くじについて
- 八、むすび

昭和二十四年度最終豫算 比較對照表 鳥取縣
昭和二十五年當初豫算(同時議決を含む)

歳入の部

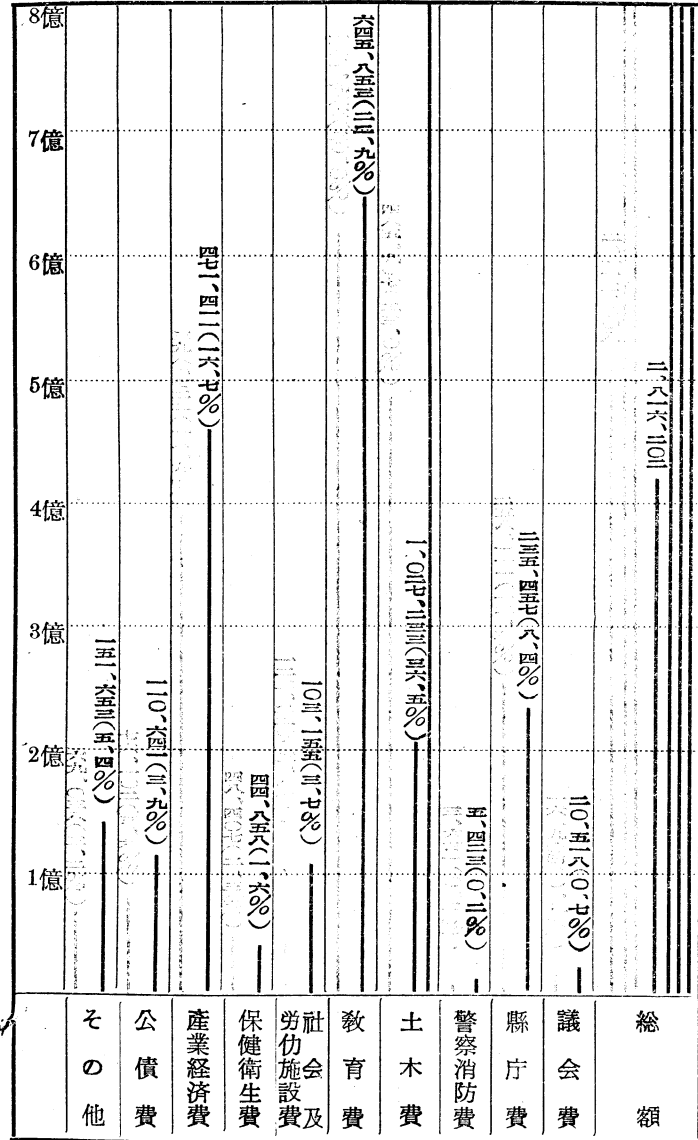
昭和二十四年度最終

表中数字の單位千円

8億									
7億									
6億									
5億									
4億									
3億									
2億									
1億									
	縣債	その他	寄附金	使用料及手数料	縣稅	配付稅	國庫支出金	總額	
	1,160,000,000 (11.6%)	4,000,000,000 (40.0%)	3,900,000,000 (39.0%)	1,100,000,000 (11.0%)	1,100,000,000 (11.0%)	1,100,000,000 (11.0%)	1,100,000,000 (11.0%)	11,600,000,000 (116.0%)	

00369

歳出の部



00370

一、まえがき

鳥取縣の財政かどのようになっているかということ、縣民の皆様は知つて戴くために縣では、毎年二回「縣財政事情説明書」すなはち「財政白書」を公表いたしておりますが、今回は第五回目の財政事情を公表いたします。皆さんが毎回の財政事情を御覽になつておわかりのように縣の財政も当然國民經濟と切り放して考えることはできないのであつて、國民經濟の移り変りと共に変遷して行くものであります。我が鳥取縣財政がこの國民經濟につれてどのように変化して行くか縣民全体の重大なる関心事でなければなりません。以下昨年十月一日から本年三月末日までの期間の財政事情を概括的に説明致しますが、縣民の皆さんが、この説明書を手引として縣の財政がどのような状況であるかを知つていたとき更に進んでどのようにあらわばならないかを考へて我々の鳥取縣を、ひいては國を一日も早く健全な明るい平和の國に導くよう充分な関心をもたれることを念願するものであります。

二、昭和二十四年度縣財政について

1、縣財政歩みの概況

昭和二十四年度当初予算は昭和二十三年十二月十九日マ司令部より発せられた經濟九原則の指令に即応して綜合予算の均衡を目的とし第一に予算の統一性と事業の計画性を保持するため財政の許す限度において年度内に予見し得る経費は努めて網羅計上し追加予算の計上を出来るだけ避けることを原則としたこと。

第二に経費の生産的効果と事業の重要性とを検討の上所謂既定経費と云うが如き惰性的な觀念を排して重点的且つ効率的な予算の編成に努めたこと。

右の二大方針に基き編成したのでありますがドツデラインによる政府が一方的に行つた配付税の決定率の削減（一千百四十五億円が六百六十七億円となつた）及び、地方財政の窮乏を救うためのいわば歳入欠陥債たる地方債の發行総額の大削減（約四百五十六億円の予定が百九十七億円となつた）により縣財政に致命的なダメージを強要せざるを得なかつたのであります。従つて縣におきましては、健全財政の維持のため

(1) 縣職員の行政整理の断行（二千九百五十六人を三百三十八人減じ二千六百二十六人とした）

(2) 物件費の節約

(3) 追加予算の抑制

(4) 起債、事業費の再検討

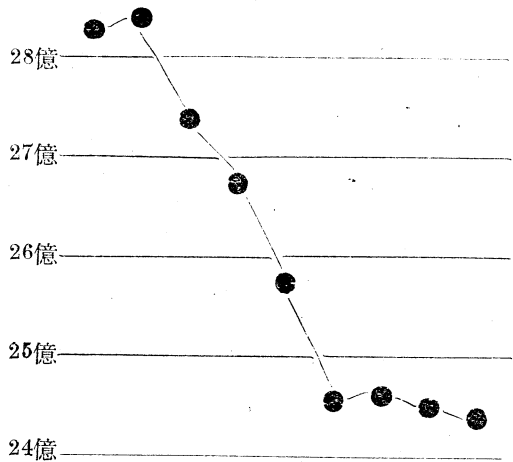
を強力に実施すると共に政府に対しては、地方配付税及び国庫支出金の増額と起債の全額承認を強力に要望し、更に寶くじを發行して縣民各位の御協力を御願ひするなど収入の確保に全力を傾注し、昭和二十四年度の縣財政も漸

2、予算の経緯

く均衡を保持し得て國の施策に基く公共事業の完全な実施等を図つてきた次第であります。次に予算の累増状況を見ますと図表の示す通り、当初予算に比較すると一、一六倍強に膨れ上つている状態でありますが、二十三年度予算の膨張三、三三倍から見ればドツジラインによるインフレの終そくがはつきりと表れているのであります。

昭和二十四年度予算の経緯

昭和二十四年度予算現計表



月別	予算増加額	増加指数	予算累計	区分
当(六)月初	二、四〇、九六、〇〇〇 円			臨時
六月	八、〇〇、〇〇〇	100.0	二、四八、九六、〇〇〇 円	臨時
七月	三、二七、六六三	101.6	二、五二、二三、六六三	定例
八月	△二、八三、四三三	101.7	二、四九、四〇、二三三	臨時
九月	二、三〇、五二二	106.6	二、五一、七〇、七五五	定例
十一月	六、六五、七六三	110.6	二、五八、三六、五一八	定例
十二月	二、九〇、三三〇	111.7	二、六一、二六、八四八	臨時
二月	一〇四、九三、五八六	116.0	二、六一、二六、八四八	定例
三月	△四、〇七、八六六	115.6	二、六一、二六、八四八	定例

3、科目別予算状況
歳入

科目	当初予算額	追加予算額	最終予算額	最終予算に 対する比率	当初予算を100として最終 予算の増加率	前年度 増加率
一、縣 税	六六、〇四七、四七〇 円	一七、二七〇、四三三 円	八三、三一八、九〇三 円	三六、五%	一二三	二四〇
純 縣 税	三五九、〇三四、四七〇	三九、一七二、四三三	三九八、二〇六、九〇三	一三、八	一〇八	二六六
配 付 税	三〇七、〇一三、〇〇〇	一〇八、〇八八、〇〇〇	四一五、〇九八、〇〇〇	一四、七	一三五	二五五
二、公企業及財産収入	四、七三三、九六五	一三、八五九、二九三	一七、六九三、二五八	〇、六	三六九	一八三
三、分租金及負担金	一、九七七、八三〇	五〇、〇〇〇	二、〇二七、八三〇	一	一〇三	一五二
四、使用料及手数料	八三、一八〇、六七八	五、二七二、一四七	八八、四五二、八三五	三、三	一〇六	一〇七
五、国庫支出金	一、一三三、〇八九、三〇〇	七六、〇四四、五九元	一、一九九、一三三、八九九	四、三	一〇七	三七二
六、寄 附 金	三二、三六〇、二五四	一八、三三七、一三一	五〇、七三七、三八五	一、四	一八六	一三九
七、繰 入 金	四〇、〇〇〇	一五、一四〇	五五、一四〇	一	一三八	一〇〇
八、繰 越 金	六、四四六、九六六	一一〇、三六五、七四四	一一六、八一二、七一〇	四、二	一〇九	一
九、雜 收 入	七二、六五〇、〇九六	三三、三三三、三五五	一〇四、九八三、四五三	三、七	一四四	二二二
一〇、縣 債	四六、四四〇、〇〇〇	△七、〇〇〇、〇〇〇	四五、四四〇、〇〇〇	一六、二	九六	五八九
歳入 合計	二、四四〇、九六〇、〇〇〇	三九五、二四二、六五四	二、八三六、二〇二、六五四	一〇〇	一二六	三三三

戦前(昭和十一年度)は縣歳入総額の四九、三%が縣固有財源(純縣税、寄附金、使用料、手数料、負担金、分租金等)であつたのが右の表でもおわかりのように二十四年度予算では二六、九%に縮小されたこと、又戦前は四〇、九%に過ぎなかつた国庫依存財源(国庫支出金、配付税)が五七、〇%に増大したことが縣の歳入予算の現況であります。

国庫支出金の多いということは本縣の財政が国家に依存している度合が大きいことであつて戦後地方自治強化の声は大きく且つ相当永いけれどもその自主性未だしと昭和二十四年度予算の数字が物語つて居るのであります。

科 目	当初予算額	追加予算額	最終予算額	最終予算に 対する比率	当初予算を100として最終 予算の増加率	前年度 増加率
一、議 会 費	一七、〇七六、八六六	三、四九七、七三三	二〇、五七四、六〇一	〇、七	一一〇	二二
二、縣 庁 費	二二、九三三、九四四	二、五〇三、一〇一	二五、四三七、〇四五	八、四	一一一	三七六
三、警 察 消 防 費	三、三九九、二四三	五、一六三、七〇〇	八、五四三、九四三	〇、二	一六六	一七五
四、土 木 費	九六、六三三、七〇〇	六五、三三〇、七三七	一、〇三二、三三、四五七	五、五	一〇七	一、五五
五、教 育 費	五九七、一五三、四四三	四八、七〇一、〇七七	六四五、八五四、五二〇	三、九	一〇八	二六八
六、社会及勞働施設費	七〇、一四三、〇二二	三三、〇一〇、二二七	一〇三、一五三、二四九	三、七	一四七	一五三
七、保 健 衛 生 費	三三〇、七三三、三九七	三三、七八四、二七二	四四、八五七、五三三	一、六	一四〇	一〇三
八、産 業 經 済 費	四三、四四四、三三三	七、九六六、三三九	四七、四一〇、六七三	一六、七	一一四	三六二

九、財 産 費	三、一三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	〇、二	一三九	一四〇
一〇、統計調査費	一六、五七六、六三六	二、四四四、〇六三	一九、〇八一、六九九	〇、七	一一五	二六九
一一、選 挙 費	一、二五四、八〇〇	三、七四七、四七	五、〇〇二、二〇七	〇、二	三九九	二、一七
一二、公 債 費	五九、四七五、七三四	五二、一八四、〇〇〇	一〇、六四一、七三四	三、九	一八六	三三七
一三、諸 支 出 金	四、五八七、八三二	八二、四六八、三三四	一三三、〇五六、一四五	四、三	二九六	四〇九
一四、予 備 費	二〇〇、〇〇〇	一	二〇〇、〇〇〇	一	一〇〇	一
歳 出 合 計	二、四三〇、九六〇、〇〇〇	三、八五三、三四三、六三四	二、八六六、二〇二、六三四	一〇〇	二一六	三三三

(1) 即ち最終予算額の比率によつて見ますと土木費が最も多くて三六、五%その次は教育費の二二、九%となつていますが、この土木費には災害復旧費が七億四千三百万余円含まれて居るのでこれを差引きますと経常的土木費は二億八千四百万余円となり予算総額に対する比率も一〇、〇%となります。従つて教育費が最高位を占めることとなるのであります。

(2) 当初予算を一〇〇として最終豫算に対する増加率を見ますれば選挙費の三倍諸支出金の二倍程度の膨脹であります。これは農地委員、漁業調整委員の選挙費及び衆議院議員名簿調整費、参議院議員の選挙準備費の外賣くじ発行費、大山地域綜合開發委員會費等の追加でありまして一番下段にある数字の前年度増加率から見れば各費目共その増加率はほと一定し健全財政の一端がうかゞえるのであります。一面歳出豫算と歳入豫算との個々の關係はどうなつて居るかを次表に示したのであります。選挙費、統計調査費等は国庫支出金で、議会議費、縣庁費

警察消防費等は一般歳入財源でその大部分を賄つて居ることが判るのであります。又國家が重要な施策や公共事業等を実施するため多額の国庫支出金を府縣に交付し府縣も之に呼応しほと同額に近い一般財源を負担し、縣民の福利増進を進めている關係が本表ではつきりするのであります。

00377

昭和二十四年度豫算科目別財源内訳表 (最終豫算)

科目	当 初 豫 算 額	最 終 豫 算 額	増 加 割 合	財源						一 般 財 源	同 上 に 對 す る 割 合	特 定 財 源 の 割 合	特 定 財 源 と 一 般 財 源 の 割 合	
				支 出 金	庫 存	寄 附 金	使 用 料 手 数 料	起 債	そ の 他					合 計
議會費	17,097,869	20,557,601	20%	5,006,171	17,773,430	17,773,430	4,284,170	13,489,260	7,302,750	10,186,510	11,527,101	22%	100%	100%
縣庁費	23,953,930	25,406,050	10%	1,006,120	22,950,000	22,950,000	1,456,050	21,493,950	7,546,600	13,947,350	15,494,350	71%	67%	67%
警察消防費	3,259,344	5,433,932	66%	5,433,932	0	0	0	0	5,433,932	0	5,433,932	100%	0%	0%
土木費	9,612,621	10,707,333	11%	3,612,621	6,094,710	6,094,710	1,155,379	4,939,341	1,515,800	3,423,541	5,452,841	57%	57%	57%
教育費	5,971,251	6,458,855	10%	1,711,251	4,747,604	4,747,604	0	4,747,604	1,711,251	3,036,353	4,757,604	100%	100%	100%
社会及勞働施設費	7,149,022	10,315,155	44%	5,232,766	4,982,389	4,982,389	0	4,982,389	2,349,375	2,633,014	7,615,403	74%	74%	74%
保健衛生費	3,077,571	4,868,271	57%	1,547,711	3,320,560	3,320,560	0	3,320,560	1,547,711	1,772,850	3,320,560	100%	100%	100%
産業經濟費	43,424,333	47,440,732	11%	2,477,711	40,962,621	40,962,621	1,615,550	39,347,071	2,115,550	41,462,621	43,577,671	107%	107%	107%

00378

財源内訳	財 産 費	統 計 調 査 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	豫 備 費	合 計	一 般 財 源 内 訳						
								縣 立 税	縣 外 税					
財産費	3,123,000	4,233,000	1,319,000	1,654,000	1,654,000	1,654,000	12,037,000	8,037,000	4,000,000					
統計調査費	16,567,636	19,081,255	1,908,125	6,999,000	6,999,000	6,999,000	50,553,916	34,553,916	16,000,000					
選挙費	1,254,000	5,003,307	399,000	4,604,000	4,604,000	4,604,000	11,260,307	11,260,307	0					
公債費	5,949,734	110,642,734	186,000	49,000,000	49,000,000	49,000,000	165,618,468	165,618,468	0					
諸支出金	4,567,831	133,056,145	3,600,000	5,167,831	5,167,831	5,167,831	148,958,637	148,958,637	0					
豫備費	1,000,000	1,000,000	100,000	0	0	0	3,000,000	3,000,000	0					
合計	22,430,960	228,266,132	22,618,025	66,653,000	66,653,000	66,653,000	483,997,117	327,182,000	156,815,117					
一般財源内訳	803,304	892,000	3,300	4,000	4,000	4,000	13,000	803,304	892,000	3,300	4,000	80%	80%	80%
縣立税	385,000	400,000	0	0	0	0	785,000	385,000	400,000	0	785,000	100%	100%	100%
縣外税	418,304	492,000	3,300	4,000	4,000	4,000	12,215,000	418,304	492,000	3,300	4,000	100%	100%	100%

向地方財政法に基く区分に従い、縣固有事務、共通事務及び国の委任事務に大別し調査しますと縣が独自の立場で自由に事業を選び、その歳出豫算を定め得る額は、次に示す如く歳出総額二十八億円の内僅か二割九分の八億三千万円に過ぎず他は直接間接国の施策に基ずく経費でありまして、地方の自主行政の幅は極めて狭少であることが明瞭となるのであります。これがため地方自治の自主性確立、地方財政の確立を目標に、昭和二十五年より平衡交付金制度及び地方行政事務の再配分をシャープ使節團が勧告し、税財政制度の改正が目下審議されつゝあるのであります。

昭和二十四年度豫算(最終豫算)分類表

区 分	地方事務		国家事務		合 計	主なる地方事務	主なる共通事務	主なる国家事務
	経費	属する経費	経費	属する経費				
議會費	二〇,五七、 六〇一				二〇,五七、 六〇一	縣會議費		
縣庁費	三三、四七、 〇二五				三三、四七、 〇二五	知事等一般職員費		
警察消防費	五、四三、 九六三				五、四三、 九六三	公安委員會費 消 防 費		
土木費	二八、三九、 七九三	九七、八六、 八四八	一、三六、 七二六	一、〇七、 三三三	二八、三九、 七九三	土木出張所費 道路費都市計画費 道路、橋梁費	災害土木復旧費	建築統制費
教育費	二〇七、 八八五	四三、 五九五			六四、 四八〇	教育委員會費 高等學校費	小中学校職員費	

社会及勞働 施設費	二、五〇、 二六〇	八、一八、 一七八	一四、四六、 七〇〇	一〇三、 一三五	一三、 一三五	一般社会福祉費	生活保護費 兒童福祉費	世 話 費
保健衛生費	二、九五、 七五〇	四、 二八〇	六、 七二一	四、 八五七	四、 五三〇	一般衛生費	傳染病豫防費	衛生統計費
産業經濟費	二一〇、 九四〇	二八、 九六三	七、 八四三	四、 七二二	七、 七六二	各種試験場費	林業、耕地、 關係事業費	農地制度改革費、 食糧供出 費、物資及物價統 制費
財産費	四、 〇〇〇			四、 〇〇〇		縣有財産管理費		各種統計調査費
統計調査費			一、 九〇八	一、 九〇八	六、 九九九	縣債償還金		
公債費	二一〇、 七四一			二一〇、 七四一	七、 三四四			
諸支出金	二〇、 七五五	一〇、 七〇七	三、 五八〇	一三、 〇五六	一四、 一四五	徵稅費、縣政企 画公報費	地方振興費	諸團體等調査費 渉外費
選挙費	三、 五九九		四、 六八八	五、 〇〇一	二〇、 二〇七	選挙管理委員會費		衆議院議員選挙費 農地委員選挙費
豫備費	二〇〇、 〇〇〇			二〇〇、 〇〇〇				
合計	八四、 七四三	一、 八六三	二、 九五六	三、 六五六	六、 六五四			
百分比 %	二九、 六	六、 一	四、 三	一〇〇				

4、歳入の趨勢

参考迄に昭和十一年度以降の縣財政がどのように賄われてきたかを分析しまして、地方分権の確立に伴う縣財政の自主化が如何に具現されつゝあるかを見ることに致じましょう。

歳入

(昭和二十三年度迄は決算額) 昭和二十四年度は豫算額

年目	國庫依存財源		同上の歳入に對する割合	縣固有財源		同上の歳入に對する割合	その他		同上の歳入に對する割合	起債		同上の歳入に對する割合	歳入合計	指数
	支出金	配付税		普通縣稅	その他		縣債	起債						
昭和十一年度	五、七九〇	九三〇	四、九	一、九二二	八五六	一三、五	五、〇六六	八五〇	一、三九五	七〇〇	九、八	一四、一九五	一〇〇	
同 十二年度	五、三三六	三三四	四、四	一、五七八	四四〇	一三、六	四、八〇〇	九九三	一、三〇〇	一〇〇	三、八	一三、五七六	八九	
同 十三年度	四、五八五	九七九	三、〇	一、六八二	五三三	一四、三	四、四四五	八二七	一、〇五三	三〇〇	七、八	一三、三九四	八三	
同 十四年度	四、八五〇	九七四	三、三	一、六四四	三三六	一三、三	五、一六八	二七二	一、七三三	五〇〇	三、六	一三、三九四	九四	
同 十五年度	四、九〇〇	五三九	五、六	九一三	八三四	六、九	四、五三四	二〇八	二、五三	〇〇	三、四	一三、一六五	九三	
同 十六年度	六、五〇二	七九七	五、〇	一、一〇六	一三九	七、〇	二、五三七	四四三	二、〇四	七〇〇	一、六	一五、七三二	一一	

同 十七年度	六、七三六	三三三	三、六	一、七六六	一〇八	六、五	三、六三三	四四	二、七三三	七〇〇	一、五	一七、九七七	一一七
同 十八年度	一三、八九八	一〇四	四、〇	一、二一五	三三六	三、七	五、三九八	三六八	五、五六五	三〇〇	一、八	三〇、〇一五	一一二
同 十九年度	一七、六四九	六三	五、五	一、四〇八	七八七	三、七	九、三九八	一九三	四、〇〇一	三〇〇	一、〇	三三、九四六	一一六
同 二十年度	三、九六六	一四六	七、一	一、三四一	八三三	二、〇	一、三五七	三五六	四、九二四	〇〇〇	七、五	六、九二一	四六四
同 二十一年度	二、七三三	一七七	一、六	一、三三三	〇九六	七、一	二、四二二	六四三	一、八五六	〇〇〇	九、九	一、六七九	一三九
同 二十二年度	二四三、六一	六七八	一、四	五、三二四	三五五	九、一	三、五八八	一、七	一、三三三	〇〇〇	五、四	六、〇〇〇	四三四
同 二十三年度	六、七三三	三三六	三、〇	三、三九一	四四一	一、四	一、五八八	八八四	二、一〇一	〇〇〇	一〇、一	一、五八八	一一三
同 二十四年度	一、一八九	八三九	四、五	三、八二〇	八九二	一、三	五、九三〇	九三三	一、三三一	〇〇〇	四、四	一、八三六	一、八三九

この表を一見して氣付く点は、

- (1) 國庫支出金と地方配付稅收入の所謂國庫依存財源が總收入の平均六割を占めていること。
 - (2) 獨立稅收入の割合が極めて小さいこと。
 - (3) 縣債が稅收入より大きいこと等がありますが、これは
- (1) 第一の点については、縣財政が極めて自主獨立性に乏しく全面的に國に依存していること。

(ロ) 第二の点については、三收益税及び自動車税、船舶税等獨立税の賦課率が国に統制されており、又新税の創設が制限され徴税上の弾力性が乏しいこと。

(ハ) 第三の点については国庫支出金、地方配付税収入等によつても尙不足する部分が獨立税の増徴によつても賄へ切れない以上起債による外、大きい収入への途がないこと。

等これまでの中央の強い統制下にあつた地方財政の実情を如実に現わしているのであります。

更に昭和二十一年度以降に於ける歳入の内容を昭和二十年度のそれと比較して見ると、税収入が増加していることに氣付くであります。これは地方財政自主性強化のために昭和二十一年九月、縣民税が創設せられて以來毎年地方税財政制の改正を見、地方財源拡充の措置がとられたことを裏書きするものであります。

尙こゝで注意しなければならないことは、税収入の増加にもかかわらず借入金が増加せざるを得ない縣財政の苦しさを見のがすことは出来ないであります。

三、昭和二十四年度豫算の収入及び支出の状況について

次にこの豫算の執行の状況を述べましょう。先ず一般会計の収入状況についてみますれば現在迄の収入済額は十九億五千九百五十余万円でありまして、豫算額に対してその収入比率は六九%五で前年同期の五〇%に比較して一九%五の増率をみておりますが、これは財源の過半額以上を占める国庫支出金の交付状況並に縣債の借入れが前年度に比較して順調であつて国庫支出金一六%、縣債の借入れ四一%の夫々増率に基因するものであります。

各科目毎の収入状況並に今後の見透しにつきましては、縣税における獨立税、目的税は豫算額三億八千八百二十余万円に対して約八三%の三億二千二百余万円の収入済となつておりますが、これを賦課額四億三千五百八十余万円に比較致しますと七三%の低率の状況にありますので目下滞納の一掃に全力を注いでおりますが、何分にも經濟界の不況に伴う金詰りが反映しておりまして徴収に非常な困難を來たしております。

年度内の収入見込みとしては前述の如く困難は豫想せられますが、大体に於て豫算額の九六%に相当する三億七千三百余万円程度の収入は確保でき得る見込であります。

配付税は豫算額通り四億一千五百余万円収納しております。

国庫支出金は前にも述べております如く財源中占める割合は四二%で国庫に依存している度合は非常に大きくしかるに累年の状況をみましても實際の交付はやゝもすれば遅れ勝となつておりましたが昭和二十四年度におきましては經濟安定九原則の実施により比較的順調に交付されております。

各四半期毎の交付の状況は(一)内は昭和二十三年度分)

00385

第一、四半期	一一%四	(七%六)
第二、四半期	二七%一	(二七%四)
第三、四半期	二七%二	(二四%四)
第四、四半期	二六%二	(二五%五)
出納整理期間	八%一	(二五%五)

現在迄の収入済額は七億三千九百六十余万円、豫算額十一億八千九百六十余万円に對して六二%の収入狀況となつておりますが、国の財政その他の事情によつて一部事業の繰延、縮少、打切り等のため減額となるもの三億七千四百余万円と小学校、中学校その他職員の定員減に伴う減額が一千三百余万円見込まれますので実際の年度内収入額は八億二百余万円程度でありますから、収入見込額に對する収入済額は約九二%となり収入未済額は六千二百余万円につきましても四月及び五月中には受け入れでき得る見込みであります。

縣債は現在迄二億七百万円の収入済で豫算額四億五千四百三十余万円に對して四五%五であります。前記と大体同様の事情によつて一部年度内に借入れの必要がなくなつたものが一億二千百余万円ありますから現在の収入未済額は二千六百万円で既に四月において借入れ致しております。

使用料及び手数料は経済界の不況に伴つて林産物取引の減退による収入減及びその他各種使用料、手数料に若干の増減が豫想せられるので約一千万円程度の収入減を生じる見込みであります。

雑収入は現在迄五千九百九十余万円の収入済で豫算額一億四百八十余万円に對して五七%であります。収入未済額の内市町村財政の窮乏並に経済界の不況に伴う償還金の収入減六百六十余万円、各種資材及び市町村医薬品の割当減少に伴う繰替金の収入減一千五十余万円、各種物價の下落に伴う生産物の収入減二百六十余万円等併せて収入とな

00386

らないものが一千九百七十余万円見込まれますが反面豫算額に對して収入増となるものが過年度未入において彌檢定所の過年度分生糸賣払代金二百二十余万円、国の委託工事による過年度分精算補助四百六十余万円ありますから差引年度内の収入見込額は九千九百九十余万円程度となり、収入見込額に對する現在迄の収入比率は六四%で残余のものについては主として物品賣払代繰替金でありますが出納閉鎖迄には収入でき得る見込みであります。寄附金その他の諸収入につきましても若干の増減は豫想せられますが大体において豫算額程度の収入は得られる見込みであります。

次に支出の狀況について述べますと、現在迄の支出済額は十七億五千五百八十余万円、豫算額二十六億一千六百二十余万円に對してその支出比率は六二%で前年同期の四八%に比較しますれば一四%の増率となつておりますが、これは収入において述べております如く主として国庫支出金の交付及び縣債の借入れが比較的順調であつたのと天候に恵まれ各種工事が計画通り進捗した結果によるものであります。

国の財政その他の事情によつて一部事業の繰延、縮少、打切等があつたため国庫支出金及び縣債が削減となりこれに伴つて執行減となるものが五億九千五百余万円、使用料、手数料、生産物収入、繰替金等の収入減による執行減五千百余万円が見込まれますから年度内の支出額は二十一億七千余万円となる見込みであり、現在これに對する支出済額は八一%で支出未済額四億一千四百余万円については殆んど支払義務を生じているものでありますから出納閉鎖迄には支払を完了する見込みであります。

以上の如く収入、支出の概況を申し述べましたが豫算の執行に當つては常に財源収入の確保に留意すると共にこれによつて事業の進捗に支障を來すが如き事態のないように全般に亘つて工夫と検討を加え健全財政の堅持に努力し

てまいつた次第であります。

最後に昭和二十四年度歳入、歳出決算の見透しについて甲し述べますと歳入においては豫算額二十八億一千六百余万円に對して縣稅の收入減一千五百余万円、事業の繰延、縮少、打切り等による国庫支出金及び縣債の收入減五億九千五百余万円、職員の見込減による補助減一千三百余万円、その他使用料、手数料、雜收入等の收入減が二千三百余万円見込まれるので実行豫算は二十一億七千余万円程度となる見込みであります。

歳出につきましても事業の繰延、縮少、打切等による執行減五億九千五百余万円、その他諸收入の減收に伴う執行減五千五百余万円差引実行豫算は二十一億七千余万円程度となる見込みであります。

一般会計収入の状況 (二五、三、三一現在)

科 目	豫 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	豫算額に對する収入済額の比率	備 考
縣 稅	八〇三、三〇四、八九三	七七七、二七〇、〇三六	〇、〇〇〇、〇〇〇	九七%	
獨 立 稅	三六八、八八八、五七六	三二七、四七九、四六一	六五、四〇九、一〇五	八八%	
配 付 稅	五、三三八、三二六	四、六三四、五七五	六八三、七五一	八七%	
公企業及財産收入	四五、〇九八、〇〇〇	四五、一四三、〇〇〇	△ 四五、〇〇〇	一〇〇%	
分担金及負擔金	一七、六六九、二七八	一三、五七三、〇四六	四、〇九六、二三二	七七%	
使用料及手数料	二、〇〇七、八〇〇	一、四三一、四〇一	五五六、四九九	七二%	
合計	八八、四四七、八三五	七二、六三三、一七三	一五、八二〇、六八三	八三%	

一般会計支出の状況 (二五、三、三一現在)

科 目	豫 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	豫算額に對する支出済額の比率	備 考
国庫支出名	一、一八九、三六、八八九	七三九、六〇八、三六六	四四九、五三〇、四四三	六三%	
国庫負擔金	三五九、二八五、七六一	三四、三九四、三三三	三二四、八九一、五三九	九%	
国庫補助金	八九、八五三、〇六八	四四、二四、一六四	四四、六三〇、九〇四	五〇%	
寄附金	三九七、〇七、三八五	一一、三三四、五九七	二七、四八三、七八八	三%	
繰入金	五五、一四〇	四〇、〇〇〇	一五、一四〇	七三%	
繰越金	一一六、六七五、二三三	一一六、六七六、八八四	△ 一、七六三	一〇〇%	
雜收入	一〇四、八八、三五三	五九、〇三四、五三三	四五、八〇三、八二八	五七%	
縣債	四五四、三六八、〇〇〇	二〇七、〇〇〇、〇〇〇	二四七、三六八、〇〇〇	四七%	
歳入合計	二、八二六、二〇三、六五四	一、九九五、五三三、〇五八	八五六、六六九、五九六	六九%	
議會費	二〇、五二七、〇一〇	一九、八三三、三三三	六五五、二八九	九六%	
縣庁費	二三五、四七三、〇三五	二二六、八〇三、六六三	一〇八、六六九、三三三	九三%	
警察消防費	五、四三三、九六三	四、七七三、四九〇	七〇、四七三	八七%	

土 木 費	教 育 費	社 会 及 勞 働 施 設 費	保 健 衛 生 費	産 業 經 済 費	財 産 費	統 計 調 査 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	豫 備 費	歳 出 合 計
一、〇七、三三三、五七七	六四五、八五五、四八〇	一〇三、一五五、二二六	四四、八五七、五三四	四七、一四〇、七六一	四、三三三、〇〇〇	一九、〇八一、六九九	五、〇〇二、〇七七	一一〇、六四一、七二四	一三三、〇五六、一四五	二〇〇、〇〇〇	二、八六六、二〇二、六五四
三、五五、二二一、〇三三	五八七、四三八、一四九	七六、七八九、八〇三	二四、六四一、一八四	三〇六、五七三、一〇三	二、七〇三、七九二	一四、八六一、四三三	二、二六六、六八〇	九一、七八五、八七九	七〇、一八九、九二六	〇	一、七五五、八二一、四四三
六九三、〇三三、三三四	五八四、四三三、三三三	二四、三三五、三三六	二〇、二四三、三三〇	一六四、八七三、六七九	一、六〇三、〇九〇	四、三三〇、二七七	二、七二五、五七七	一八、八五五、八四五	三三、八六六、二二九	三〇〇、〇〇〇	一、〇、〇、五九二、二二一
三	九	六	五	六	三	七	四	八	七	〇	三

特別會計収入の状況 (二五、三、三一現在)

会 計 別	豫 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	豫 算 額 対 収 入 済 額 の 比 率
災 害 救 助 基 金	一、七三三、六三七	一、七六、五三三	四、八五	七%

就 学 奨 励 資 金	学 校 生 徒 奨 励 資 金	縣 立 実 業 学 校 実 習 費	印 刷 事 業 費	自 作 農 創 設 維 持 奨 励 資 金	畜 牛 増 殖 奨 励 事 業 費	無 畜 農 家 解 消 事 業 費	縣 立 中 央 病 院 事 業 費	競 馬 事 業 費	減 債 基 金	歳 入 合 計
三九九、三九三	一九四、六七	二、〇〇七、三三三	六〇七、四三三	六九、四四八	一、六二八、〇〇一	二、一三二、七五〇	二四、三三三、二二三	二、六六八、二二三	六五、一四、三五六	一〇六、一六、七三五
三〇四、七〇一	三三、四八〇	一、〇〇八、九三三	三、九三六、八六六	二七、四六四	八四八、五七七	一、四四九、三六五	二〇、九〇三、九八〇	二、五四六、五三三	四〇、〇〇〇、〇〇〇	七三、八三六、四七九
△ 五、四〇九	△ 二、〇三三	九三六、四〇〇	二、二三五、四九九	四、一九四	七六九、四四四	六八二、三六五	三、四七、一三三	一四、一六〇	二五、一四、三五六	三三、二七六、二四六
一〇三	二〇	五三	六五	元	五	六	六	五	六	六

特別會計支出の状況 (二五、三、三一現在)

会 計 別	豫 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	豫 算 額 対 支 出 済 額 の 比 率
災 害 救 助 基 金	一、七三三、六三七	四八、四四四	一、三三九、九三三	三%

就学奨励資金	二九、二九三	〇	二九、二九三	〇
学校生徒奨励資金	一九、四六七	〇	一九、四六七	〇
縣立実業学校実習費	二、〇〇七、三三三	八六七、七六〇	一、二三九、五七三	四三
印刷事業費	六、〇四四、三三三	三、四八八、三六三	二、五五五、九七三	五七
自作農創設維持奨励資金	六九、四四八	〇	六九、四四八	〇
畜牛増殖奨励事業費	一、六八、〇〇一	八三三、二九九	七六四、七〇三	五二
無畜農家解消事業費	二、三三二、七三〇	一、三五四、五四一	七七七、二〇九	六三
縣立中央病院事業費	二四、三三二、一三三	一七、一四八、七三六	七、一八三、三九七	七〇
競馬事業費	二、六六八、二二三	二、五三三、四七五	一四四、七五七	九四
減債基金	六五、一四、三五六	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、一四、三五六	六二
歳出合計	一〇六、二六、七五五	六六、六四、六三八	三九、四七三、〇八七	六三

四、縣民負擔の状況について

縣民の負担となるものは、通常税金として負担する外、廣く寄附金、負担金各種使用料、手数料等を含むのであります。勿論、国税市町村税として、徴收されるものはいずれも縣民の負担であることは当然であります。こゝには縣税の負担状況について申し上げます。

昭和二十四年度最終予算における負担の状況

区分	予算額	縣民一人当り	一世帯当り	備考
縣民税	五、七〇、〇〇〇 円	一六、三五三 円	八三、五三一 円	人口及世帯数の計算基礎 人口 五九三、八六三 世帯数 一五、一六三
地租	二九、三〇、二九九	兜、三二六	三五三、六四	
家屋税	二〇、三〇、四四四	三、四〇八	一七五、四七	
事業税	一三、〇三、一五五	一九、一九五	九八八、一八	
その他獨立税	二三、九七、八〇八	二〇八、九九	一、〇七五、九三	
計	三六八、二六、六九二	六、八九七	三、三七〇、九三	

尙縣税の徴收成績はどうなつて居るかと申しますと次の通りであります。必ずしも良好とは申されませんが、

りますので健全財政維持の見地から縣民各位の御理解により、縣稅の増收確保に一層の御協力を御願いしなければ
ならないと思ふ次第であります。

昭和二十四年度縣稅徵收狀況

(二十五年三月末日現在)

稅目	最終予算額	收入額	未納額	備考
縣民稅	九七,七〇〇,〇〇〇 円	七六,一四一,〇四〇 円	△一九,三三五,八九六	
地租	三九,三〇〇,一六九	二八,〇二〇,二四	△一,〇〇九,一五五	
家屋稅	三〇,三〇八,四四四	一九,二〇〇,八六三	△一,〇〇七,五六三	
事業稅	一一三,八〇三,一五五	九六,〇四三,六九九	△一七,七五八,四五六	
特別所得稅	二,四三三,二八八	三,五一一,〇六三	一,〇七七,三五五	
鑛產稅	四八,〇〇一	一九,六三三	一一,六三三	
入場稅	三三,〇〇〇,〇〇一	一九,七三九,六五六	△一五,二六〇,三四三	
酒消費稅	八,九二一,八〇一	一〇,一九〇,六三七	一,二七八,八三六	
電氣ガス稅	九,三五六,〇〇三	一二,三六五,七〇〇	三,〇〇九,七六八	
鑛區稅	四六,〇五一	三六,九〇六	△一六,九六三	
船舶稅	一九三,〇四一	一五四,三三一	△三六,七一一	
自動車稅	五,二〇〇,一〇〇	五,八九四,八四三	六二四,七四五	

稅目	最終予算額	收入額	未納額	備考
軌道稅	六三,〇〇〇	四六,三四五	△一五,七五五	
電話稅	三,八九六,四五三	三,五三九,三四	△三九,三三九	
電柱稅	一,三六〇,六三一	一,三三二,九四〇	二,三三九	
不動産取得稅	一八,一〇〇,〇〇〇	一〇,三三二,九六三	二,三三二,九六三	
木材引取稅	一一,一〇〇,〇〇一	五,三〇〇,四三八	△五,八九九,五五三	
漁業權稅	四九,四四三	五五,五五九	六,一一六	
狩獵者稅	二,一〇六,五〇一	一,三三三,八〇〇	△八三六,七〇一	
遊興飲食稅	三,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇一八,七七三	△三,九九八,六三六	
入湯稅	四〇,〇〇一	五二七,三〇一	△三三七,三〇〇	
ミシン稅	一一一〇,五〇一	一,四九九,四三三	三六八,九三三	
庭園稅	五七八,〇〇三	五〇二,〇九七	四,〇〇七	
都市計畫圖稅	二,一三六,三三六	一,八三三,五三三	△三〇二,七三三	
水利地益稅	三,一八〇,〇〇〇	二,七四〇,九六三	△四三九,〇三六	
合計	三六八,三〇六,八九三	三三三,〇一八,一六九	△三六,二八七,七二三	

五、昭和二十五年財政について

1、昭和二十五年当初予算について

(イ) 予算編成方針

昨年九月、日本租税制度に關してシャウプ使節團の報告書が発表され、政府においてはこの勧告に基いて、中央、地方を通じ根本的に税制の改革を企図し、昭和二十五年より実施するようこの法制化が準備されていたのでありますが未だ關係法律が確定を見ませんので歳入予算の見透しも立たず止むなく稅收等につきましては一応暫定的に現行制度により二十四年度程度のものを計上することとし原則として義務的並びに經常的經費に限定した所謂、體格予算を編成すること、致したのであります。

従つて現下の社会經濟狀勢から緊急施行を要します若干の案件と經常的經費以外の積極的施策の肉づけは地方稅財政制度の確定をまちまして補正致すこととしたのであります。

かゝる方針のもとに編成致しました昭和二十五年当初予算の總額は一般會計二十一億一千三百万余円であります。

(ロ) 予算の使途とその財源

次に次表の予算表で判りますように歳出予算については教育費が首位を占め全体の三割に達し次が土木費、第三位が産業經濟費以下縣庁費等の順になつております。

これを二十四年度と比較致しますと土木費が前年度は首位で三割九分を占めていたものが二十五年は二割三分に減じていますのは、從來土木費中災害復旧費は初年度に給復旧事業費を一括計上し後年度に事業繰越としていたのであります。本年度は年度内実行予定額のみを計上したためであります。

00396

歳 入

1、昭和二十五年当初予算(同日議決追加予算を含む)総括表

尙予算總額の前年度より減少しておりますのもこれに起因するのであります。これらの歳出予算を費途別にその財源を別表により検討致しますれば縣稅及び配付稅等の所謂純縣費は実に約四割七分は教育費であり二割五分は縣庁費でありまして一般財源は教育職員及び一般職員の人件費等の義務的經費にその大部分を要します実情でありまして余裕のない如何に苦しい縣財收であるかが窺えるのであります。

科 目	昭和二十五年当初予算額		昭和二十四年度当初予算額		昭和二十四年度当初予算を一〇〇とし昭和二十五年当初予算の増減率	摘 要
	金 額	比 率	金 額	比 率		
1 縣 獨 立 稅	七,四〇六,四五一	三三・三	六,六〇四,四五七	二七・四	104	
地 方 配 付 稅	三,四〇七,九六三	一八・三	三,三〇七,一四一	一四・六	104	
2 公企業及財産收入	三,二二二,三六〇	一三・〇	三,二二二,三六〇	一三・〇	100	
3 分担金及負担金	三,一〇一,〇〇〇	一三・〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一三・〇	110	
4 使用料及手数料	六,六六〇,〇〇〇	二八・〇	六,六六〇,〇〇〇	二八・〇	100	
5 國 庫 支 出 金	八,八四七,五三〇	三八・三	八,一八〇,〇七六	三四・八	106	
	八,七九,八七〇,〇六九	四一・七	一,一三三,〇六九,三〇〇	四五・八	七九	

科 目	昭和二十五年当年初予算額		昭和二十四年度当年初予算額		昭和二十四年度当年初予算を一〇〇とし、昭和二十五年当年初予算の増減率	摘 要
	金 額	比 率	金 額	比 率		
6 寄附金	二六〇,四〇三	一・三	二二,三六〇,二五四	〇・九	三三	
7 繰入金	四四,〇〇〇	二・一	四,〇〇〇	一	一・三六	
8 繰越金	五,七五六,三四五	〇・三	六,四四六,三九八	〇・三	八九	
9 雑収入	六五,二六三,三三三	三・一	七三,六五,〇九八	三・〇	九〇	
10 歳入合計	二六四,六二〇,〇〇〇	三・五	四四一,四三〇,〇〇〇	一九・〇	七〇	
6 歳入合計	二,一三三,〇八八,四八三	一〇〇・〇	二,四四〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	九六	
1 議 会 費	一六,九四一,一〇五	〇・八	一七,〇九七,八八九	〇・七	九〇	
2 縣 庁 費	二五八,一一一,三〇八	一三・三	二二,九五三,九三四	八・八	一三	
3 警 察 消 防 費	三,六三一,〇六三	〇・二	三,三五九,二四三	〇・一	一一	
4 土 木 費	四六五,九〇六,六五四	二三・〇	九六一,六六二,七三〇	三九・六	五二	
5 教 育 費	六三三,九六五,六四三	三〇・〇	五九七,一五三,四四三	二四・六	一〇六	
6 社会及労働施設費	一三三,二九七,七五四	五・八	七〇,一四〇,〇二二	二・九	七六	
歳 出 合 計	二,一三三,〇八八,四八三	一〇〇・〇	二,四四〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	九七	

2、昭和二十五年当年初予算科目別財源内訳表

科 目	当 初 予算額	同 上 特 定 財 源			一 般 財 源	同 上 に 対 する 科 目 別 の 割 合	特 定 財 源 と 一 般 財 源 と の 割 合
		国 庫 支 出 金	寄 附 金	使 用 料 及 手 数 料			
7 保 健 衛 生 費	四八,四〇四,三六〇				三三,〇七三,三九七	一・三	
8 産 業 經 済 費	三九,七二二,七〇〇				四三,四四一,三九三	一七・〇	
9 財 産 費	三,一五〇,〇〇〇				三,一一三,〇〇〇	〇・一	
10 統 計 調 査 費	一七,三三〇,四三三				一六,五六七,三六六	〇・七	
11 選 挙 費	四,八七五,五四六				一,二五二,八〇〇	〇	
12 公 債 費	七六,一〇二,〇六九				五九,四四七,七四四	二・五	
13 諸 支 出 金	四三,五五七,八九				四一,五六七,八三三	一・七	
14 予 備 費	一〇〇,〇〇〇				一〇〇,〇〇〇	〇	
歳 出 合 計	二,一三三,〇八八,四八三				二,四四〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	

警察消防費	三、六三一、〇六三	一	一	一	一	一	三、〇〇〇、〇〇〇	三、三三一、〇六三	〇、五	八、三	九、七
土木費	四八五、九六六、三三三、六三六、六五四	三〇、三〇〇	六、二四七、三〇〇	五、七五五、二六九、一〇〇	三、九九〇、〇〇〇	四三三、八七九、一〇五	三三、一〇七、七	三三、一〇七、七	四、五	九三、二	六、八
教育費	六三三、九六五、三三三、五九六、六四三	三三、三三三	二、〇〇〇、〇〇〇	五、九〇九、六〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	二九一、六五、八七	三三、一〇七、七	三三、一〇七、七	四、六	四、一	五、九
社会及労働施設費	二二二、二九九、七五四	三三、三三三	一	二、三三、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	九三、五三七、四三	二、三三、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	三、八	四、一	三、五
保健衛生費	四八、四七七、三六〇	七、七	三三六、〇〇〇	七、四三三、三三三	四、五〇〇、〇〇〇	三、四三三、三三三	一、四三三、三三三	二、〇	二、〇	六、九	三、〇、九
産業経済費	三九八、七二二、七〇〇	三三、三三三	一七、五三三、三三三	一、七二〇、〇〇〇	三、四三三、三三三	三、四三三、三三三	四、三三三、三三三	五、八	八、九	三	一〇、七
財産費	三、一五〇、〇〇〇	一	一	一	一	八〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇、四	二、六	九、四	
統計調査費	一七、二二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一	一	一	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一	九、六	七	一、三
選挙費	四、八七五、五四六	四、〇〇〇	一	一	一	四、五二六、〇〇〇	三、四九六、五四六	〇、一	九、三	八	七、二
公債費	七六、一〇三、〇六九	五、六、七、五	一	一	一	五、八四三、八六	二、四、九四、四八五	三、四	六、七	六	三、四
諸支出金	四三、五九二、八二九	三、二四、一五九	一	一	一	三、二四、一五九	四〇、四八、六六〇	五、五	七、二	八	九、八

予備費	一〇〇、〇〇〇	一	一	一	一	一	一〇〇、〇〇〇	一	一	一〇〇、〇	
合計	二、一三三、〇〇八、八七九、八六七、四八三	二六〇、四六六、〇三三	一、一三	四、二	二、三、五	五、八、四三三、七三〇、四三三	七二〇、四三三、七六〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇	六五、四	三三、六
予算に対する財源割合		四、七									

一般財源内訳

縣 税 七二四、七〇六、四一五 (九九、二%)

配付税 三三七、一〇七、〇〇〇 (四六、一%)

獨立税 三八四、六七七、九八三 (五二、七%)

目的税 二、九二一、四三二 (〇、四%)

繰越金 五、七五六、三四五 (〇、八%)

合計 七三〇、四六二、七六〇 (一〇〇、〇%)

2、地方税財政制度改正後の縣財政

シヤウプ使節團の勸告によつて日本租税制度就中地方税財政制度が如何に改正されるかは我々地方住民にとつては

重大なる関心事であります。

同報告書は前回の公表にも御説明致しましたように税制の全般に亘る画期的改正で殊に地方税財政の改正は、最も

根本的で明治以來の制度を根本から覆して全く新しい制度を樹立しようとするものであります。この勸告により

本縣の財政が如何ように影響するか政府改正案により御説明申し上げることに致します。
 先づ縣稅であります現行稅制の二十一種の稅目から附加價値稅、入場稅及び遊興飲食稅を根幹とする僅に七種の稅体系となるのであります。

入場稅及び遊興飲食稅は各々從來市町村が附加した部分をも併せて縣稅として、課徵する關係上約二倍の收入をあげる結果となりますが專業稅に代つて新設される附加價値稅は農業縣に於ては次に示す通りその收入は半減する結果となるのであります。

他面獨立稅中彈力性があり最も重要な地位を占めていた縣民稅を筆頭に、地租、家屋稅、電氣ガス稅、酒消費稅、不動産取得稅が市町村に移讓又は廢止となりますので縣稅收入總額は一億九千余万円を減じ一億七千六百余万円となり從來の稅收入から觀て実に半額以下となることが予想せられるのであります。

市町村は勸告にもありますように行政の基盤として重要視しております關係上大幅の稅源附与がありますが一方縣稅はその主要部門を占める入場稅、遊興飲食稅、附加價値稅に致しましても殆んどが都市中心のものであります本縣の如き、商工業の發展が遅れて居る縣としては極めて稅收入が減少する結果となるのであります。

シャウプ稅制による稅收入見込額調

稅目	現行稅額	シャウプ稅制による見込額	備考
縣民稅	五、七六〇、〇〇〇		
地租	二九、二〇〇、〇〇〇		
家屋稅	一〇、一〇〇、〇〇〇		

事業	特別所得稅	附加價値稅	鑛產稅	入場稅	酒消費稅	電氣ガス稅	鑛區稅	船舶稅	自動車稅	軌道稅	電話稅	電柱稅	不動産取得稅	木材引取稅	漁業權稅	狩獵者稅
	一一、三六一、〇〇〇	三、七二七、〇〇〇	一	一四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、二五二、〇〇〇	四、三六、〇〇〇	一四、一〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	三、八七五、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
									五、八八八、〇〇〇							二、八八〇、〇〇〇

00403

遊興 飲食 稅	二五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	
入 湯 稅	二四〇,〇〇〇	1	
合 計	二五,二四〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	
差引増減(△)	三六,三三三,〇〇〇	一七,七七一,〇〇〇	△一九,五六二,〇〇〇

縣稅收入は以上の如く現行制度より約一億九千余万円の減収となる見込であり、又從來の国庫補助金の内、義務教育費等の国庫交付金が約三億四程度今回新設の平衡交付金に組入れられ、尙配付稅が平衡交付金に代るためこの減収が四億二千万円となりまして夫々これら減収額を合せますと約九億余万円となるのであります。従いまして少く共この程度の平衡交付金を確保しなければ現狀程度の財政を維持することも困難となることが予想されるのでありまして惟うに、今後の縣財政はこの平衡交付金の交付額如何に左右されることにならざるを得ないと考えられるのであります。

抑々平衡交付金制度の創設は、富裕団体と貧弱団体との間の財政力を調整し、すべての地方団体が適正且つ妥當な規模と内容をもつ地方行政を保障せんとするものでありますから本縣の如き、地理地勢的に財政貧困の宿命を持っている縣と致しましては斯る特殊事情を具体的に訴えこの調整財源確保に懸命の努力をいたしている次第であります。

00404

昭和二十四年度縣債狀況調

單位千円

区 分	起債 議決額	起債 申請額	起債 承認額	許可借入額 (見込)	(イ) 額	(ニ)の補填に要した額 一般歳入一寄附金	備 考
一、非公共事業費	五、一五〇	一〇七,〇〇〇 ^(イ)	三九,〇〇〇 ^(ロ)	三五,四〇〇 ^(ハ)	八一,六〇〇 ^(ニ)	二,五〇〇	
災害復旧費	四、一五〇	三六,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一九,四〇〇	一八,六〇〇		
一般事業費	一,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九,〇〇〇	一六,〇〇〇	六三,〇〇〇	二,五〇〇	
二、公共事業費	三六、三六	二四八、四〇〇	一六、〇〇〇	一六四、六〇〇	八三、八九〇	六、四五〇	
災害復旧費	三三、三六	八三、九〇〇	六、〇〇〇	六六、六〇〇	一四、三〇〇	八、九四五	
一般事業費	三、〇〇	一六五、五〇〇	一〇,〇〇〇	九八、〇〇〇	六九、五九〇	五、四七〇	
合 計	四二、三六	三五五、四〇〇	一九〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	一六五、四九〇	六三、九五	六、六〇〇

六、縣債一時借入金及び財産の狀況について

1、縣債につて

昭和二十四年度の起債は經濟安定九原則の實施により極度に抑制せられまして、本縣に於ては当初計画の五割程度に縮減せられたのであります。災害復旧事業及び公共事業等の施行は産業振興上緊急を要しますので起債の不足額の内七千五十三万五千円は純縣費或は受益者からの寄附金收入の補填により実施したのであります。

この二十四年度懸債一億九千万円を合せますと総額は実に五億余万円になるのであります。
 尙二十四年度懸債については全て預金部資金より融資せられることになりまして内一億六千四百万円は既に借入れ、
 残額二千六百万円は早急に借入予定であります。

縣 債 現 在 額 調 (昭和二五、三、三一現在)

費 途	過年度債 未償還額	二四年度債 借入所要額	合 計	百分比	二四年度債中		備 考
					借入済額	借入見込額	
教 育 費	七、八七、四三三	一	七、八七、四三三	一、五%			
社会及労働施設費	九〇三、三〇〇	一	九〇三、三〇〇	一、〇			
保 健 衛 生 費	一三、二七、一五六	六	一五、〇四、三一二	三、八	六、〇〇〇、〇〇〇		
普 通 土 木 費	七五、〇三、九六一	七	八二、五七、八六一	三、九	六、〇〇〇、〇〇〇	10,000,000	
農 業 土 木 費	一七、一五、三三三	六	二四、三〇、六六六	五、〇	六、〇〇〇、〇〇〇		
産 業 經 済 費	四、八五、七二六	一	五、八一、四五二	三、一	一、六、〇〇〇、〇〇〇		
災 害 復 旧 費	一三、七四、九八四	六	一八、〇〇、〇〇〇	四、七	七、〇〇〇、〇〇〇	一、六、〇〇〇、〇〇〇	
警 察 費	五、三九、四八一	一	五、三九、四八一	一、〇			
そ の 他	三三、〇五、一八八	一	三三、〇五、一八八	〇、五			
合 計	三三〇、一〇、一六二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	四八〇、一〇、一六二	100、〇	一、四、〇〇〇、〇〇〇	三、六、〇〇〇、〇〇〇	

00406

尙この多額の懸債の償還であります、最近の懸債の借入条件は利子は高率であり据置、償還年限も比較的短い
 ため年々その償還所要額は倍加して参り二五年度元利償還額は七千一百万円となり、尙戦後の高額の懸債が逐次始ま
 りますので二、三年後には一億円を上廻ることになり、縣財政上大なる重圧を加えることとなります。
 従つてこれら懸債の償還計画並びに今後の起債については特に留意せねばならないのであります。

2、一時借入金について

昭和二十四年度一時借入金は起債借入までの繋ぎ資金を含めまして僅に五千万円でありまして、前年度借入累計一億
 九千三百万円に比し極めて少いのであります。
 二十四年度は繰越金も相当額あり又、借入利子も相当高率となりましたので効率的な經理の運用によつて抑制に努
 めたのであります。

昭和二十四年度一時借入金状況調

借 入 金 額	借 入 先	借 入 期 日	償 還 期 日	利 率	備 考
五〇,〇〇〇,〇〇〇 円	山陰合同銀行	二四、五、二七	二四、六、一四	日歩二錢八厂	起債繋ぎ資金長期債に借替
一〇,〇〇〇,〇〇〇	預 金 部	二四、二、一	二五、三、三〇	日歩二錢六厂	

3、財産について

本年三月末現在における縣有財産は左記の通りであります。

土地	六〇七、二五一、三六	見積價格	二二八、八七二、一八七
建物	四四、五二三、四〇		二七四、三二八、〇〇〇
立木	六〇五、四〇〇石		三六、九三七、〇〇〇
船舶	二四隻		五、六〇〇、〇〇〇
自動車	四四台		一一、七〇〇、〇〇〇
レントゲン等	一六台		七、四〇〇、〇〇〇
特別資金等	二式		四、三六四、一四二
計			五六九、二〇一、三二九

00407

七、宝くじについて

昭和二十三年度道路修繕事業及び縣行造林事業の資金に充てるため第一回の寶くじを發行致しましたが第二回として二十四年十一月鳥取大学建設費充当のため教育寶くじを發行致しました処縣民皆様には経済的悪條件の折にも拘らず絶大なる御支援と、御協力とにより漸く完全消化を觀ましたことは深く感謝しているところであります。この寶くじの發行額一千二百万円に対する收支の内容は次の通りであります。

收 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
証券賣得金総額	三,〇〇〇,〇〇〇 円	当せん金代金	四,〇〇〇,〇〇〇 円
計	三,〇〇〇,〇〇〇	獎品代金	三〇〇,〇〇〇
		寶くじ発売手数料	五〇,〇〇〇
		当せん金品支払 (交付)手数料	五〇,〇〇〇
		發行経費	八六,〇〇〇
		大学施設費充当	五,〇〇〇,〇〇〇
		計	一三,〇〇〇,〇〇〇

00408

00403

右の結果得た収益金五百万円は鳥取大学の建設費に充当するのでありますがこの区分は次の通りで略完成の域に達しております。

施設費	二、〇〇〇、〇〇〇円
家庭科及美術教室改装	八三〇、〇〇〇
実験室(物理)改装	六六六、〇〇〇
電気設備	二二二、〇〇〇
給排水設備	二〇八、〇〇〇
工事雑費	七五、〇〇〇
設備費	三〇〇〇、〇〇〇

(机、椅子等備品費)

本大学建設費に対する国庫予算等は極めて期待薄の折柄、縣民皆様の御支援により漸く大学としての巨歩も踏み出しましたことは、本大学のため祝福すると共に縣民皆様の御協力に深く感謝する次第であります。

八、むすび

以上をもちまして昨年十月から本年三月までの縣財政の実情を大略説明致しましたが結局は歳出の増加に対する歳入の裏付が伴わない爲に高度に縣の自主性を反映するような財政の運営が極めて困難となつて居るのであります。縣民各位の縣政に対するより深い理解と認識により極力収入の増加に努め縣政の進展に寄与致したいと考えております。

00410